平成２１年（フ）第７２７号
岩手県岩手郡雫石町西安庭旭台82番地
債務者　根澤　博子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７２９号
岩手県岩手郡岩手町大字一方井第16地割15番地
債務者　木戸　康子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７３６号
盛岡市西仙北１丁目37番５―404号
債務者　川村　義広
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７４１号
盛岡市みたけ６丁目３番39号　ルミネ６・３Ｂ―３号
債務者　今　　廣久
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４５２号
埼玉県行田市佐間１丁目28番54号
債務者　山口　謙治
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４５４号
埼玉県羽生市南羽生２丁目26番地10
債務者　柴田　　藍
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５３６号
新潟市北区松浜１丁目８番地６
債務者　玉木　典子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３１号
新潟県十日町市新座甲526番地３
債務者　服部　祐介
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
新潟県上越市春日山町２丁目９番12号
債務者　望月　勝巳
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１１２号
新潟県上越市春日山町１丁目15番５号　コーポ正洋２
債務者　丸山　正明
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１２５号
新潟県上越市北城町１丁目４番28号　ウインズ北城203号
債務者　赤平　美正
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１３４号
新潟県上越市木田２丁目４番４号
債務者　塚田　雅彦
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第４７２号
静岡県沼津市米山町13番44号　駅北マンションＡ―201、前住所静岡県沼津市寿町６番32号　山勝コーポ102号室
債務者　伊海　雄太
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４８０号
静岡県駿東郡清水町新宿244番地の１　アーバンシティ新宿610号
債務者　髙橋　信行
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４８１号
静岡県駿東郡清水町新宿244番地の１　アーバンシティ新宿610号
債務者　髙橋　弘美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４１号
名古屋市守山区緑ヶ丘1010番地　緑ヶ丘荘７棟406号
債務者　大島　彩央
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９９３号
名古屋市瑞穂区関取町69番地の２　オーラム瑞穂関取町404号
債務者　山本浩壱こと　山本　浩一
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９９５号
名古屋市中村区稲葉地町６丁目66番地
債務者　西口久美子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部